

暴風警報規程

- 1 当日 **午前7時** 現在、**暴風警報**が、**京都市地域**に発表されている場合は、**自宅待機（家庭学習）**とする。
- 2 **午前10時** 現在、暴風警報が解除されている場合は、**13時15分からSHR、13時30分から第5時限以降の授業**を行う。
- 3 **午前10時** 現在、引き続き暴風警報が発表されている場合は、**臨時休校（家庭学習）**とする。
- 4 学校所在地に限らず、居住地域に暴風警報が発表されている場合は、安全確保を最優先し、自宅待機すること。
- 5 休日に、部活動や補習・模擬テスト等が行われる場合も、上記1から4に準じて行う。

特別警報規程

- 1 京都市に **特別警報**（大雨 暴風 高潮 波浪 大雪 暴風雪）が発表された場合、発表・解除の時刻にかかわらず、**その日は登校禁止**とする。（全日臨時休校・家庭学習）
- 2 登校後に発表された場合は、下校の安全が確保されるまで学校に待機することがある。
- 3 学校所在地に限らず、居住地域に特別警報が発表されている場合は、命を守る行動を最優先し、自宅待機すること。